

第4回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議 資料集

- 資料1 「第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議」で
出された意見と対応について・・・P1
- 資料2 「新たなしくみ」の構築に伴う既存施策（区民会議）の
あり方について（たたき台）・・・P5
- 資料3 まちづくり推進組織の現状と課題、今後の方向性について
（たたき台）・・・P7
- 資料4 区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等の今後の
方向性について（たたき台）・・・P8
- 資料5 「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」（素案）の
骨子案について・・・P9
- 参考資料1 市民検討会議ワークショップ（8月開催分）の報告に
ついて
- 参考資料2 「(仮称) 今後のコミュニティ施策の基本的考え方」
策定に向けたスケジュール（案）

平成30年9月13日（木）午後3時～
第3庁舎15階第1・2会議室

「第3回川崎市コミュニティ施策検討有識者会議」で出された意見と対応について

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
1 議事録の確認 および前回の論 点整理と対応に ついて	区域レベルにおけるプラットフォームの機能について（前回の追加事項）	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの機能について、メディアを使った情報の発信・受信をできる機能なり、場を備えたものが望ましい。例えば、イツコムやソーシャルメディア関係、コミュニティFMなど、そういうメディアの機能が附置されるようなイメージを考えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 議事3（素案）にて検討。第4章-2-(2)に記載
2 町内会・自治会に関するコミュニティ施策について（1/2）	町内会・自治会に関する取組の方向性全般	<ul style="list-style-type: none"> 今回の資料は、今まできた路線をただマイナーチェンジしているだけで、その実行可能性についてはどうなるか分からないが、とりあえずやってみるしかないという内容であり、コミュニティ施策の基本構想として新しいシナリオは何もない。 各町内会・自治会は色々な多様性を持っているが、社会の構造変動等で機能しないところがいっぱい出てきている。しかし、10年後も中核的組織の一つとして想定しているの、そこに向けて敗北覚悟で頑張りますと示されているように思う。 社会構造がどんどん変わっていく可能性がある中で、この政策で10年後に責任を持てるのかということは今問い直さなければならぬ。10年後のシナリオをもっと考えないといけない。 10年後では町内会・自治会の役員が70代、80代で、まだ元気に活動できるようなタイミングだと思うので、20年先の町内会・自治会の姿も見据えて、2段階で考えてもよいのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 議事3（素案）にて検討。第4章-4-(1)に記載
	地域特性や町内会・自治会の運営状況を踏まえた、多様な町内会・自治会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 従来の日本の町内会・自治会は、均一・同質性を持った基層組織として政治的機能や行政サービス機能を担ってきたが、現在の単位町内会・自治会は極めて多様となっていて、今後は同じ土俵上で均一のコミュニティ基層組織として揃えて続けていくことができなくなっている。 一元的なコミュニティ組織という従来の発想自体は残していてもよいが、多元的なコミュニティ組織の構造によるコミュニティ・ガバナンスをどう構想できるかについては、今取り組まないといけない。稗原ゆ〜ず連絡会などがヒントになると思う。 市民社会論と政策論は分けて考えなければならない。多元的な構造を取るということは、市民社会論からもう一度出発しようということである。 地域社会の多様性に応じて従来型の単位自治会などの組織が機能するところは、何らかの理由（その地域の社会構造や居住者の属性、環境など）があって機能しているので、そういったところは組織を壊す必要はなく、そのまま続ければよい。 町内会・自治会の将来像をどうしていくかについて、住民自治組織として自分たちで考えていけるように支援することが必要ではないか。それによってモデルが立ち上がってくる可能性がある。 	
	町内会・自治会が持つ2つの機能（共同性と有用性）の明示	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会には2つの顔があるということをきちんと認識しなければいけない。 仮に行政サービスの実施システムに組み込まれた町内会・自治会が機能しなくなったとしても、住民の社会組織は何らか必要だということは考えないといけない。 町内会・自治会が特別なものだという論理的根拠はない。政策上のシステムに組み込まれたものとして、行政からすれば特別なものだろうが、住民自治組織からすれば特別なものではない。 共同性と有用性が備わった組織と認知されているのは、町内会・自治会だけだと思うので、その辺りの整理が必要である。 	
	政策責任、実行可能性を踏まえた町内会・自治会の方向性の検討	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市における体系的な組織構造があるから、「中核的組織」という言葉を使わざるを得ないという意味は読み取れるが、実態とあまりにもずれている。 政策介入して「町内会・自治会活動への一層の参加促進を図る」と言ってしまうと、市として政策責任を負うことになり、その負担は現場にどんどんかかってくることになる。 現場では、3~5年の任期で職員が変わってしまうので、人間関係を作りきれないという問題が発生するので、施策介入はどこまで可能なかという、実行可能性を考えた政策介入を考えなければならない。 町内会・自治会が極めてデモクラティックな組織だと勘違いしてはいけない。町内会・自治会への介入には、一定の緊張感や距離感がないといけない。これが、実は法律問題、憲法問題に関わってくる場所である。 地縁組織の重要性について、別組織と比較しながらロジックを組み立てておかないと、町内会・自治会だけ支援するというアンフェアな状態になってしまうという問題が出てくるのではないか。 	
	総合的な政策として不足している点	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティの施策としては、町内会・自治会に入っていない方々が見えてこない。町内会・自治会以外のマジョリティの姿がこの資料にない。 市全体の総合的なコミュニティ政策として、政策実施システムについての分散的な政策構造、執行依存型構造をきちんと検証、問い直すことを言わなければならない。 町内会・自治会を中核的組織の一つとしておきたいのであれば、他の中核的組織も整理、検証する必要がある。それなしに進めてしまうと単なる想いに留まってしまう。 	

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
2 町内会・自治会に関するコミュニティ施策について (2/2)	コミュニティと町内会・自治会の関係性の整理 (コミュニティ・ミックス)	<ul style="list-style-type: none"> 昔は一緒だったが、今はコミュニティの課題と町内会・自治会の課題は別のもとなっている。新たなコミュニティが増えてきたので、コミュニティの課題と、自治会・町内会の課題の両者が合わさらないと解決できない課題について、誰が解決するのかといったときに、町内会・自治会が担うのではなく、そのときに必要なメンバーが集まるというような構造 (福祉多元主義 (ウェルフェア・ミックス)、コミュニティ・ミックス) を絵などで整理していくことが重要なのではないか。 コミュニティ・ミックスで出てくる組織の活動のスケールの違いをきちんと見ないといけない。(町内会・自治会は、顔見知りレベルのできるだけ小さいスケールであることが重要で、NPO やコミュニティビジネスでは、スケールメリットを大きい範囲で見ないと組織が維持できない。) コミュニティの課題を誰がどうやって 10 年後解決していくかということ、10 年後のコミュニティのイメージとともに、町内会・自治会の姿も含めて基本的な考え方を整理しておく方が、シンプルで分かりやすいのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 議事 3 (素案) にて検討。第 4 章-4-(1) に記載
	中核的組織について	<ul style="list-style-type: none"> 主体の一つと言いつつも、中核的組織として唯一の組織となってしまうところが問題ではないか。 町内会・自治会以外に、同じくらい力のある組織を育てていく必要がある。武蔵小杉ではエリアマネジメント組織を中核的組織に育てる取組を行っている。このような組織は自然発生的には生まれない。 資料 2-1 「10 年後の町内会・自治会の姿 (イメージ)」の 3 番目にある、「町内会館などの地域開放」は重要である。それによって、もしかすると町内会・自治会との連携や、町内会・自治会に代わるに動きなどが出てくるかもしれない。 本来、町内会・自治会は共同性だけでよいはずだが、外部性を持っていることから外部に対する有用性も備わっている。だが、ここにきて共同性が弱まってきているが、まだ役には立つ状態である。その状態の中で、弱ってきた共同性を育てていくのか、むしろ有用性のある別組織を育てて増やしていくのか、両方取り組まなければならないのではないかということについて、議論する必要がある。 	
	地域の声の吸い上げ方、受けとめ方	<ul style="list-style-type: none"> 以前は、地域の小さな声は町内会・自治会で拾ってきたが、現在は小さな声の量が多すぎるから拾えきれないし、自治会で拾ったものを行政が受けとめられるかという問題がある。行政側の声の吸い上げ方についてしっかり議論しておく必要がある。 町内会・自治会の会員が、今までは標準の家族モデルの人達が多かったので、困りごととも類似したテーマが多く吸い上げやすかったと思うが、ライフスタイルの多様化によって家族形態が多様化する中で、個々具体的な家庭事情に町内会・自治会は対応できない。抜け落ちた部分を他のコミュニティ施策でフォローしていくことを検討しなければならない。 	
	負担軽減のあり方を考える視点	<ul style="list-style-type: none"> 行政依頼事務がゼロになった世界を想定すべきである。その想定をすることで、町内会・自治会を経由しない新しい将来の政策実施システムや、コミュニティレベルのことを構想する新しい施策を考えるための頭の体操になる。 自治会長など、住民同士の信頼関係があるところから配布されるチラシを見て、安心してイベントなどに参加する高齢者は多い。負担軽減によりチラシ配布などを減らすと、逆に閉じこもりの増加や、住民同士のつながりの弱体化を促進させる方向に進む可能性がある。 負担軽減を考えると、行政依頼事務としてイベントへの参加動員についても負担感が多いようなので、内部調整を行うなど、こういったものに目配せをしていかないといけないのではないかと思った。 	

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
3 マンションコミュニティに関するコミュニティ施策について(1/2)	マンション・ガバナンスを機能させるためのマンションコミュニティのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション・ガバナンスをどう機能していくかという基本問題の中で、コミュニティ問題を考えるという、この問題の捉え方をまず明確にしなければいけない。 ・マンション・ガバナンスの基本として、所有者自治（所有者責任）をしっかりと機能させ、その上で居住者自治と所有者自治をどうやってブレンドしていくか検討する必要がある。 ・エリアマネジメントの問題とマンションの問題は切り分けて議論したほうがいい。 ・管理組合の所有者統治が崩壊しつつあるが、そうなるとマンションが無秩序状態になり、行政にすごく負荷がかかる。マンションという構造物が統治不能になると、予想もしない様々な負の外部性を起こす。 ・タワーマンションの負の影響についてコミュニティ活動だけでは解決できないのではないかな。 ・コミュニティ問題には2つの次元がある。マンション内部の統治を機能させるためのコミュニティ問題と、地域社会の中でのマンションの存在である。 ・マンションの内部統治のために、内部での関係性をどうやってつくるか。今後、色々な所有形態や居住形態の方が出てきたときに、そこに住んでいる人たち全体の中の社会的な関係性をどう維持するかということが大切。それがないと様々な都市問題を発生させてしまう。 ・マンション統治を機能させるためには所有者自治だけでは解決できず、居住者自治も含めないと完結できないが、最終的な統治責任を担保するのは管理組合だから、その責任をしっかりと決めた上で、内部的な統治をどう機能させるか。それがないと、今度は地域社会の中でいろいろな問題が起きてくる。 ・今起きている問題だけでなく、長期的にどんな都市問題を引き起こしていくかということは今からある程度予測しておかなければいけない。統治機能を果たせなくなってくるマンションをなるべく少なくしておかなければいけない。政策対象を明確にして、問題を予測し、予防的な対策ができるかどうか。 ・町内会・自治会を考えたときに、所有者関係なく、居住者だけで動くということはない。管理組合の理事などが自治会との連絡調整役になって動く。区分所有法は設備と施設の管理という観点から作られているので、法律の限界をどこまで超えていけるかがポイントとなる。 ・マンションコミュニティには色々なパターンがある。また、自主防災組織はどこでも必要なもので、防災を手がかりとしながら、所有者自治を超える居住者自治とのセットの部分の部分をどうやって作っていくか考えなければならない。 ・エリアによって全く問題が違うので、それぞれの区に応じたモデルやマンション統治責任とコミュニティの問題をどうやって具体的に解いていくかということをそれぞれでやっていくしかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議事3（素案）にて検討。第4章－4－（2）に記載
	政策対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションがどれだけあるかなど、政策対象がほとんど見えていない状況であるということ認識しないといけない。政策対象が分からなければ対処できない。全部把握しなくても、どこまで把握していくか。その上でとにかくできるところからマンション・ガバナンスをどう機能させていくか考えなければならない。 	
	コミュニティの中核的組織のひとつとしての管理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション居住者が近隣の町内会・自治会に加入することがあってもいいと思う。個人が別の町内会・自治会に入るようなことがあってもいい。 ・マンションの数は多く、これだけあれば、区分所有法で言うコミュニティがどこまでできるかっていう話を解いて、それとは別の次元でのコミュニティという言葉を使えば、管理組合はコミュニティの中核的組織のひとつになる。当然所有者の責任を果たさないといけない。 	
	ネットワークマンション・ガバナンス構築のために管理組合ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・とりあえずエリアごとに管理組合の統治責任を果たす協議体のようなものを作り、そこと連携しながらコンセンサスを作ってはどうか。行政はマンション・ガバナンスに関する知見がないが、現行法の中で何ができるかなど、適切なアドバイスをすることは、リスクマネージャーとしての行政の役割である。 ・所有者自治のネットワークをつくり、対話をしながら政策を構築していかなければいけない。 ・地域の中でのプラットフォームは色々な次元で考えないといけない。例えば、武蔵小杉では、エリアマネジメントに依存しきれないので、管理組合間のネットワークをきちんと作らないといけない。同時に、戸建て住宅との関わりの中で、近隣の町内会・自治会に加入できなくても、低層住宅地域とタワーマンションの世界をどうやってつなぐかっていうことをまた別の次元で考えないといけない。 	
	管理組合の統治責任と機能分任	<ul style="list-style-type: none"> ・マンションがコミュニティ活動を行わない場合は、エリアマネジメントのような社会組織、もしくは、行政が政策介入しないと持たない。問題は管理組合がコミュニティ活動についてどこまでできるかということである。 ・例えば、武蔵小杉では、自治機能の分任を考えている。つまり、法的な限界を超える部分については別のところに委ねていくというようなやり方も検討すべきである。 ・マンション標準管理規約第32条第十二号は、最低限の統治責任が示されたと解釈でき、地域社会に対する所有者責任を問える。これを逆手にとれば、自治体にとっては支援が可能となる。どうやって所有者責任、マンション・ガバナンスの統治責任を果たしていけるのかということを探求できるきっかけができたと思えるべきである。 	

議題	意見		対応
	項目	主な内容	
3 マンションコミュニティに関するコミュニティ施策について(2/2)	住宅政策などとの連動の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション問題は、住宅政策と連動しない限り解けない。どうやって縦割り行政を超えられるか。行政内部の総合行政というか、プラットフォームをどう作れるか。 ・今後のマンション開発において、ディベロッパーにいかに関わりをもちたいかについて触れていく必要がある。例えば、コミュニティの醸成について、要綱などで市として継続的に協力してほしいということを示すことも必要ではないか。 ・マンションが外部に及ぼす影響について作った後にどう責任をとらせるかということも大事だが、問題発生前にどうするかということではないか。それは、コミュニティ行政の問題というよりも、マンションのまちづくり、マンションを作るときにそのランドデザインがないということではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議事3（素案）にて検討。第4章-4-(2)に記載
	空間管理からのコミュニティ形成の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会とマンションコミュニティでは、自治組織の構造が違うので区別せざるを得ない。戸建て住宅地域の場合、管理組合のようなものがないが、マンションには管理組合があり、できることには法的なグレーゾーンがあるため、どうするかということがある。あえて所有者自治と居住者自治と言っているのはこの部分である。 ・戸建て住宅地でも管理組合的な組織として、庭木の維持管理などにあって、Home Owner's Association (HOA) をつくる動きがあるが、戸建て住宅地域の空間管理という観点からのコミュニティ形成は、今まで議論していなかったポイントなので、ぜひどこかで視野に入れたい。 	
	エリアマネジメントの主体と官民協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・「エリアマネジメント等の活動団体との関係性の整理、構築」において、「市民活動は自由で柔軟な運営を基本とし、行政の関与は少なくすることが望まれることを前提としつつ」とあるが、PPPに関わるような動きがある中で、市民活動だけがエリアマネジメントの主体だと捉えると、住宅地域はそれでいいかもしれないが、それだけではいけないケースが出てくる。官民協働の形態をどうやって探求していくか。 	
	管理組合以外の自治組織の可能性の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・管理組合全てが民主的に運営されず、自治組織がないところもあるが、居住者や所有者が自治組織を作りたいという時に、自治組織を作ることができるということがコミュニティの施策の中でメッセージとして打ち出せるといい。数十単位の自治組織をまず作っていくといった、小さな動きをサポートするというメッセージがあってもいい。 ・メッセージが出せればいいが、二重統治になってしまう。自治組織ができる可能性は残したとして、管理組合に自治組織が必要であるという認識を持ってもらうことが基本前提になる。 	
4 市域レベルのコミュニティ施策について	川崎市市民自治財団の今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治財団は町内会・自治会のある特定機能を担うためにつくられたが、法改正により個別に持っている財産管理ができるようになったので、役割をシフトしていかなければならない。 ・多面的なコミュニティ組織や空間（まちのひろば、プレイスメイキングなど）に市民自治財団が対応できるのか。ファシリテーターを派遣できるのか。 ・クラウドファンディングなど、市民活動もどんどん進化していく中で、新たなダイナミックな動きに対応できるのか。 ・市民自治財団はコミュニティ行政の一役を担ってきたのか、今後も担うことがあるのか。資料4を見る限りは、ほんの一部は担うかもしれないが、コミュニティの課題解決についてはタッチしないと読み取れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議事3（素案）にて検討。第4章-5-(1)(2)(3)に記載
	かわさき市民活動センターの今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民活動センターはソーシャルビジネスに対応できるのか。 ・かわさき市民活動センターは受動的に区役所や市民から相談されたら受けるスタンスなのか、あるいは積極的に中間支援組織を3つぐらいつくる気持ちで進めるのか。この資料4では現状維持の方向性のように読み取れる。 ・かわさき市民活動センターの主な事業として、こども文化センターの指定管理事業が入っている。今後の方向性として、箱としての活用の話なのか、子どもコミュニティ施策の対象として広く網をかけて考えていくのか、整理する必要がある。 ・ソーシャルデザインセンターとの機能分担を整理する必要がある。 	
	両組織の機能の転換	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市市民自治財団とかわさき市民活動センターは執行機能をもったエージェンシーのような機能を持っていないので、もしコミュニティ施策が次の段階に進んだ時、その機能を大きく変えていかざるを得ない。 ・機能を変える際に、他の関連団体の機能と、どの程度の重複が見込まれて、どちらに一元化するか、あるいは分担するのかといった検討が必要である。 ・社会的有用性（負の有用性も含む）に対しては、積極的に口を出す権利が公的にあると思うが、共同性を維持するといった話は、本来口を出しにくい。共同性など、行政がすぐには入りにくいところに入っていきための第三セクターとしてのプロデュース能力を持った組織として、川崎市市民自治財団とかわさき市民活動センターに積極的に入り込んでプロデュース能力を発揮する機能を持ってもらうことを期待するのか。そのあたりの議論が必要である。 ・理想をよかれと思って色々発信しても、現場にとっても負担をかけてしまうので注意が必要である。現場の方からのアイデアや改善案などは反映すべき。 	
	両組織における今後の方向性の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・法人である以上、法人のガバナンスの問題もあるので、方向性の統一、問題認識の共有化を法人の理事会などできちんとして同じ方向に向かって進むということを見直しを進めていただきたい。 	

1 概要

・多面的な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に伴い、既存施策である「区民会議」について整理する。

2 区民会議について

1 これまでの区民会議の経緯

- ・「区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資すること」を目的に平成18年に設置された。
- ・地域における自治の拠点であり主体である区役所及び区長と並んで位置付けられ、区における市民の参加と協働による自治運営の一端を具体化した機関・機能である。
- ・地方自治法上の「区地域協議会」が意識されており、地方分権を推進する上での「内なる分権」のツールとしての側面を有する（役割は地域の抱える課題の抽出と解決に向けた調査審議に特化）。
- ・川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書による提言を受け、既存の枠組みを前提とせず、一度立ち止まってこれまでの成果や課題を検証した上で、「新たなしくみ」の検討を進めていくことが望ましいと考えたことから、第6期の終了をもって、一旦、休止としている。

<参考：川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会報告書抜粋>

- ・区民会議の目的である「参加と協働による地域の課題解決」については、今後、必ずしも既存の区民会議の枠組みを前提とせず、これまでの区民会議の成果とこの提言を踏まえて、「新たなしくみ」を検討することが必要と考えます。
- ・「参加と協働による地域課題の解決」を目的とする場合、川崎市のような1区あたり20万人前後の人口を抱える政令指定都市では、現状の区民会議のように区全域ではなく、地域包括ケア推進システムの構築を踏まえながら、小さな単位(学校区や地区社協単位など)で地域の課題解決を図ることが妥当と考えられます。

2 区民会議の主な成果と課題等

(※区民会議意見交換会、区民会議委員アンケート調査等)

成果

- ・地域課題の抽出
- ・区や地域へ興味をもつきっかけ
- ・課題解決に向けた取組
- ・知識の取得・学習
- ・団体や個人とのつながり・交流
- ・行政への参加 など

課題

- ・他の会議との重複感
- ・負担感
- ・委員構成の偏り
- ・課題解決に向けた実践のしくみ
- ・認知度
- ・テーマが似かよる など

<参考>

ミライのコミュニティづくりに必要なしくみ

- ・「若者の参加」、「実感できる小さな範囲での活動」、「ゆるやかな場」、「コーディネート」、「多世代交流」、「インセンティブ」

3 取組の方向性

1 「新たなしくみ」により期待できる効果

～地域レベルの機能～

(仮称) まちのひろば

- ・参加のきっかけとなる地域の居場所
- ・家庭、学校・職場に次ぐ地域での拠り所となる居場所(サードプレイス)
- ・地域において「自分が求めるつながり」を探し出せる場所
- ・楽しい・関わりたいと人を惹きつけるコミュニティの入口
- ・誰もが気軽に集える出会いの場 など

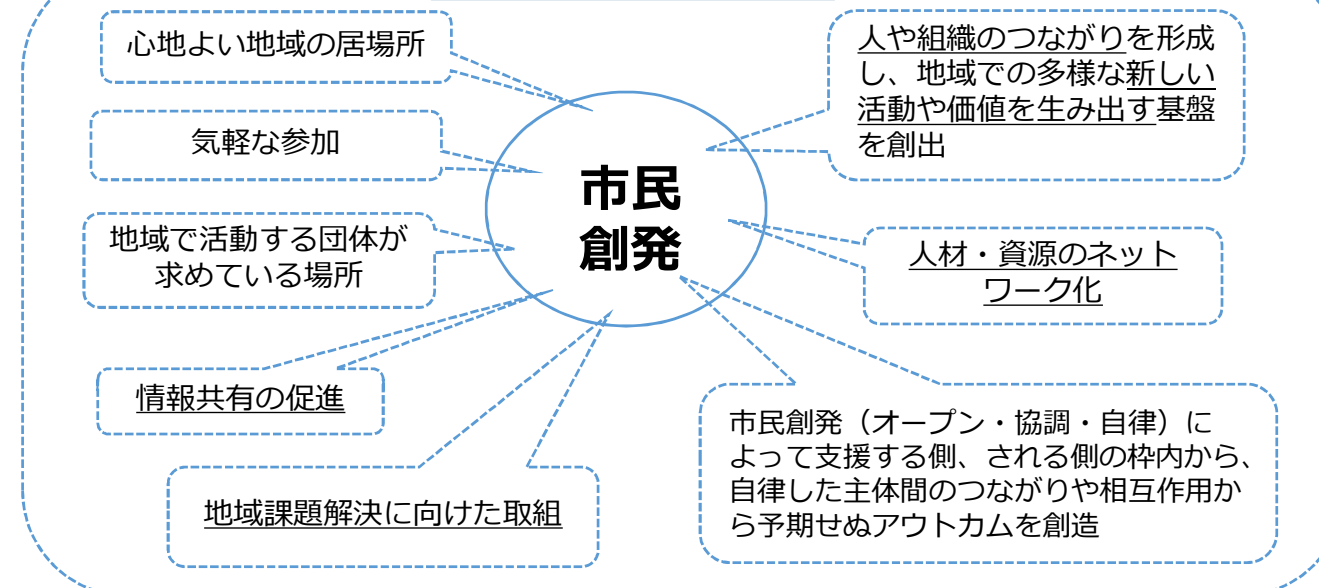
～区域レベルの機能～

プラットフォーム

- ・人や団体、企業、資源、活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- ・新たな参加、交流のきっかけづくり
- ・支援のニーズとメニューの効果的なマッチング
- ・人材育成(社会的企業家含む)
- ・活動支援、資金助成、相談、情報収集
- ・各区の特性に応じて必要とされる機能 など

場づくり支援
助言
広報支援
課題解決支援
情報
資金調達支援
コーディネート
人材育成支援
マッチング
相談 など

期待できる効果等



・これらのことから、市民創発による「新たなしくみ」の環境整備を行うことにより、様々な効果が期待され、区民会議の担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」などの機能は、市民創発による「新たなしくみ」に引き継がれるとともに、より身近な小さな単位での活動や多くの人々の参加など、より充実されていくものと考えられる。

2 現行の区民会議制度

・以上を踏まえ、現行の区民会議は、「新たなしくみ」を考える中で、廃止も視野に入れた検討を進める。

1 概要

・多面的な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティを目指して、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する「新たなしくみ」の構築に向け、区レベルのガバナンスについて検討する。

2 「新たなしくみ」の区レベルのガバナンスについて

1 検討の経緯

・市民創発による「新たなしくみ」へシフトしていくことにより、様々な活動が創発されていくことが期待される一方、「意見を区の政策へ反映する」、「区と団体等との意見交換の場」等の機能が重要という意見から、そのあり方について検討を進める。

2 有識者等からの意見

第2回有識者会議 意見要旨 抜粋

- ・区民会議に代わるものとしては、例えば、執政権を委任された区長の諮問機関としての役割
- ・区民会議を不特定多数に開かれた公開フォーラムとして年2回程度実施する形式
- ・無作為抽出で選ばれた方々によるミニ・パブリックスの討議イベント
- ・フューチャーセッション等、色々な選択肢がある。
- ・2年間の任期で回していた区民会議の機能をもう一度考え直しながら、区という政治的な単位の中での、人々の意見の集約や意見の分布等、様々な経験値を政策に反映していくようなパイロットをつくっていくことが重要ではないか。
- ・構造的な問題として、指定都市の中で区という単位の都市空間を俯瞰的に見る人は、実はそんなにいないのではないかと考える中で、住民が都市空間全体を俯瞰しながら色々な意見を出して、それを政策の会議に上げていくという装置は抜けないので、区民会議をもう1回再構築しながら考えなければならないという議論は別に残っている。

区民会議委員からの意見要旨 抜粋

（※区民会議委員への休止説明時の意見交換及び区民会議意見交換会等）

- ・提言が市の政策に反映することを期待していたと思うがその受け皿をどうするか。
- ・これまで、区民会議では行政にまとめたものを提案し、その結果が行政に反映されて、区民生活がよくなってきたと考えている。今後はどのように結果が行政に反映されるようになるのか。
- ・区民の意見を行政につなげる方法を今後どうするか。

<区民会議委員アンケート調査>

（※第6期委員77名、委員経験者108人、合計185名）

【地域の課題を解決するしくみとしてこれからの区に必要なと思われる機能・手段・役割】



3 取組の方向性

区レベルのガバナンスの確保について

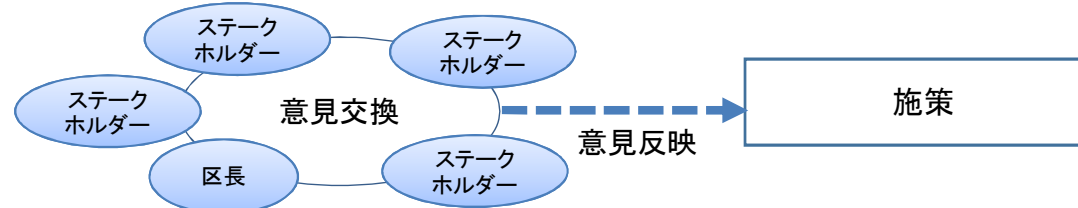
- ・「新たなしくみ」の区域レベルの機能の一つとして、区レベルのガバナンスの確保の観点から、その必要性について検討を進める。
- ・実効性を重視した観点から、「トライアンドエラー」による、状況に応じた柔軟な実施・見直しが可能なしくみの検討を行う。
- ・「プラットフォーム」や「（仮称）まちのひろば」との関係性や機能の整合性の検討を進め、必要とされる機能の整理を行う。
- ・一方で、「負担感」、「重複感」といった既存制度の反省点を活かし、参加者の「過度な負担にならない」という観点から、より効果的・効率的な組織のあり方等について検討を行う。

想定される区レベルの取組概要

- ・区レベルのガバナンス確保の観点から、各区単位で設置
- ・区の地域経営等に関する意見交換等のため、必要に応じて（年2回程度）、開催し、区長が必要と認める事項について意見聴取、調査審議を行う。
例：地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題など、区の重要な課題について意見聴取、調査審議
- ・委員はステークホルダーの代表者とし、任期は意見交換に必要な期間とする。
- ・会議名称はその実施内容から「（仮称）区の経営会議（まちづくり区民会議）」などが考えられる。

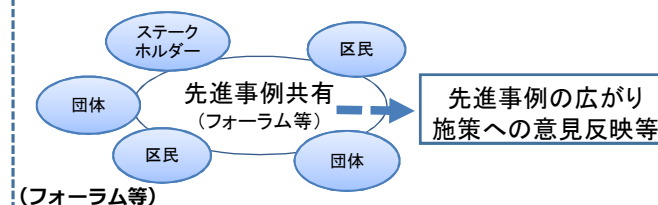
想定される活用イメージ

・地域課題の抽出、施策の総合化、区予算、区の計画、「（仮称）まちのひろば」や「プラットフォーム」からでてくる制度的課題などについて意見交換（年2回程度）



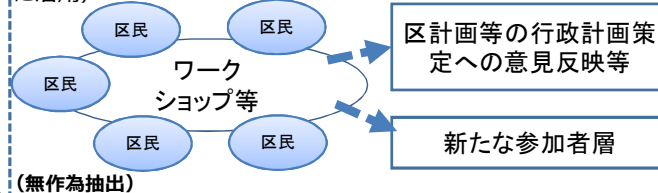
<多様な参加・意見聴取のあり方の検討>

・先進事例を区内で共有することで、横展開できるよう誘導する場。同時に区民から施策に対する意見も聴取。



（フォーラム等）

・無作為抽出した区民とのWS等による意見聴取や、WSをきっかけとした、新たな参加層を開拓する場（区計画策定時等に活用）



（無作為抽出）

「新たなしくみ」における機能の役割分担・整理を進め、必要性、効果的な実施方法、実施主体等について、検討を進める。

新たなしくみ
地域・区域レベルの機能

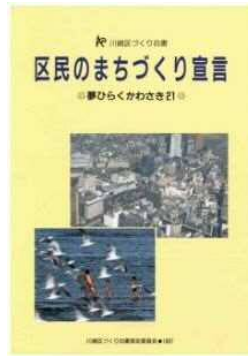
（仮称）まちのひろば

プラットフォーム

1 まちづくり推進組織発足の経過等

・まちづくり推進組織は、1993(平成5)年から1997(平成9)年にかけて各区において策定された「区づくり白書」※の理念に基づき、区民の合意形成を図りながら行政のパートナーシップのもと、魅力あるまちづくりを目指すことも目的として、それまで各区において設置されていた「区民懇話会」を発展的に解消する形で2000(平成12)年度までに各区に設置された。

- ・その組織は区の要綱にて規定されている。
- ・2011(平成23)年度に麻生区、2013(平成25)年度に幸区でそれぞれの組織が発展的解消となり、現在5区で活動中。



※「区づくり白書」とは…各区において、①区の実況の課題の把握②問題点の抽出③それに対する対策④区民の望ましい将来像⑤将来像を実現するための提案から構成された区民相互の合意形成のうえで区民と区の間によって作成された報告書

2 組織の現状

・区民会議が条例により各区に設置された時点では、まちづくり推進組織と区民会議の関係性について、**まちづくり推進組織は「まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体」**であり、両者の設置目的は方向性として共通していると考えられることから、相互に連携していくことが望まれ、具体的には、委員の選出、専門部会での連携、課題の解決に向けた連携が考えられると整理された。

・区の課題解決に向けた活動という点で区民会議と重複してしまう部分もあると考えられることから、次第にまちづくり推進組織が中間支援機能を担う組織を意識して活動を進める傾向が見られ、**現在も中間支援組織としての位置付けを意識している区が多くなっている。**

<各区のまちづくり推進組織>

	組織名称	委員構成	委員数	事務局	事業費※(千円)	活動年数 (H30年9月現在)
川崎区	川崎区まちづくりクラブ	町内会推薦が基本	約100名	川崎区地域振興課	3,493	20年
幸区	-	-	-	-	-	平成25年度末に廃止
中原区	中原区まちづくり推進委員会	公募及び団体推薦	17名	中原区地域振興課	1,250	19年
高津区	高津区まちづくり協議会	公募及び団体推薦	51名	高津区地域振興課	3,000	19年
宮前区	宮前区まちづくり協議会	公募及び団体推薦	68名	宮前区地域振興課	8,675	22年
多摩区	多摩区まちづくり協議会	公募及び団体推薦	40名	多摩区地域振興課	3,700	19年
麻生区	-	-	-	-	-	平成23年度末に廃止

※平成30年度予算。川崎区、宮前区、多摩区についてはコンサルタント委託料含む。また、宮前区については、資金支援事業補助金及び花苗支援事業を含む。

3 これまでの成果

(平成29年度まちづくり推進組織関係者によるワークショップにおける意見等)

区民と行政との協働による魅力あるまちづくりを推進することなどを目的として、各区において様々な活動を行ってきた。

- 環境・福祉・コミュニティなど様々なテーマ別部会により課題解決の実践活動を展開
- フォーラムや市民活動見本市などのイベントにより区内の市民活動団体の交流を図った。
- 様々な活動をインキュベートし、独立した市民活動につなげた。
- 広報紙を通じて各種市民活動の紹介を行ったり、近年では、市民活動のチラシを集約してホームページで公開
- 互いの区の活動について学び合うためにまちづくり7区交流会を設置
- 市民活動支援コーナーの設立・運営に関わった。 など

4 現状における課題

「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」報告書による提言、平成29年度まちづくり推進組織関係者によるワークショップにおける意見、各区ヒアリング結果)

- 担い手の高齢化が進んでおり、メンバーの入れ替え等新陳代謝が進まない。
- プロジェクト型にするとメンバーは集まるが、**自主的に活動している他の団体や市民提案型事業との公平性、公正性についての説明が難しくなっている。**
- 組織を整理するとしても、組織で活躍している意欲ある委員の受け皿を考える必要がある。
- 市民主体の活動と言っても、**行政事務局が担う役割が多い。**
- 具体的にどこに向かえば良いか組織の最終目標がつかみづらい。
- ボランティアに頼るだけでなく、**多世代が継続的に自分のまちづくりに関わることを支えられるしくみ(専門のコーディネート機能や参加制度など)が必要**である。 など

5 今後の方向性

「新たなしくみ」へのパラダイムシフト

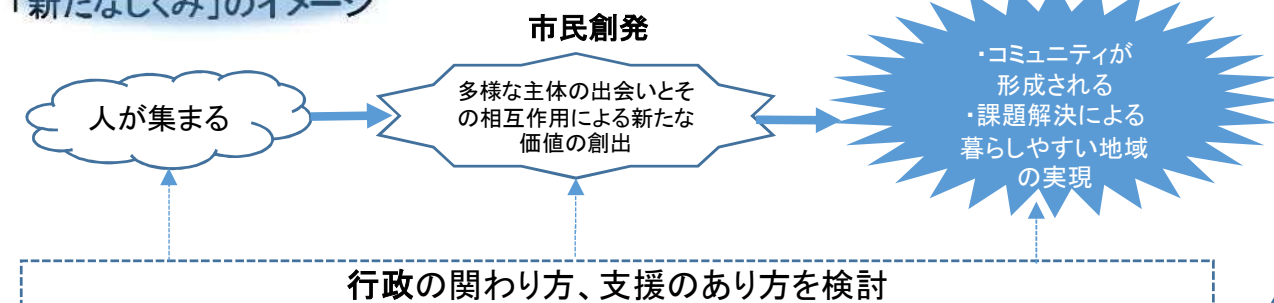
「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」を考えるにあたってのポイント

行政主導の市民参加の考え方



シフト

「新たなしくみ」のイメージ



今後のコミュニティ施策の検討ポイントである**市民創発による「新たなしくみ」へのパラダイムシフト**を念頭に、区域レベルの機能として、**人や組織のつながりを形成し、地域での多様な新しい活動や価値を創出するなど**、これまでまちづくり推進組織で果たしてきた中間支援機能に比べ、**より広義な中間支援機能を担う場として、プラットフォームの形成に向けた取組が求められる中で、まちづくり推進組織のあり方を合わせて検討する必要がある。**

まちづくり推進組織が果たしてきたこれまでの役割やその成果、そして抱える課題等を踏まえ、**区ごとの状況に応じて、活動休止や廃止も視野に入れ、将来的なあり方について、整理・検討を行い、遅くともプラットフォーム立ち上げ時には、結論を出す必要がある。**

区民活動支援コーナー等

1 目的

地域情報提供を中心に団体間の交流やまちづくりの推進を図ることや、「川崎市市民活動支援指針」に位置づけられた「活動の場」を提供するため、区の拠点として整備

2 これまでの経緯

- ・1998(平成10)年～ 区政推進事業等により各区で順次区民活動支援コーナー等を設置
- ・2001(平成13)年9月「川崎市市民活動支援指針」策定
⇒全市、区及び地域の市民活動拠点の機能、管理運営等の考え方が示される
- ・2002(平成14)年11月 市民活動推進委員会の提言「市民活動センターの開設に向けて」
⇒全市、区及び地域の市民活動拠点の機能分担について示される
- ・2006(平成18)年3月「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」策定
⇒必要な支援機能、利用者負担、運営体制の考え方が示される

3 各区の現状

- ・各区に支援コーナーは設置され、打合せに利用できる会議室と会議資料やチラシを印刷できる印刷室がある。
- ・運営は区役所や運営団体等が行っており、やまゆりが運営する麻生区を除く6区で設置・運営について要綱に規定
- ・会議室の稼働率は区により集計方法は異なるが、麻生区を除き50%以下、支所・出張所では10%前後の場所も多い。

区 開設年度	名称(H30.4登録団体数)	設置場所(H29会議室稼働率) ※稼働率の集計方法は区により異なる	運営主体	その他
川崎区 H15～ 支所 H20～	川崎区市民活動コーナー(88)	・教育文化会館1階(25%) ・大師支所2階(10%) ・田島支所3階(8%)	川崎区役所(運営・施設管理)	・ 利用方法 利用団体登録が必要 ・ 利用時間 区により異なるが土日夜間も利用できることが多い ・ 設備 全区(日吉合同庁舎除く)に会議室及び印刷室(印刷機、紙折り機等)があり、区によりPCやDVDプレーヤー等がある場合がある ・ 利用料金 会議室は麻生区以外無料、印刷は実費相当負担(金額は区により異なる) ・ 要綱 麻生区以外の6区は支援コーナーの設置または運営要綱がある ・ その他 運営団体が運営している区では利用団体が持ち回りで受付業務等を行う
幸区 H12～ 日吉 H24～	①幸区市民活動コーナー(54) ②日吉合同庁舎市民活動コーナー(45)	①幸区役所1階(24%) ②日吉合同庁舎1階(9%) ※日吉合同庁舎の稼働率は日吉分館(談話室)利用数を除く	①幸区役所(施設管理・運営)、幸区市民活動コーナー利用者の会(運営) ②日吉合同庁舎	
中原区 H10～	区民交流センター「なかはらっぱ」(199)	中原区役所5階(43%)	中原区役所(施設管理)、中原区まちづくり推進委員会(運営)	
高津区 H16～	高津区市民活動支援ルーム(64)	・高津区役所4階(30%) ・橋出張所2階(11%) ・高津市民館11階(25%) ・プラザ橋1階(28%)	高津区市民活動支援ルーム運営委員会	
宮前区 H12～	区民活動支援コーナー(区役所77)(出張所40)	・宮前区役所1階(42%) ・向丘出張所2階(18%)	支援コーナー運営委員会	
多摩区 H13～ 生田 H24～	多摩区民活動・交流センター(179)	・多摩区総合庁舎7階(42%) ・生田出張所2階(24%)	多摩区役所、多摩区民活動・交流センター運営委員会	
麻生区 H14～	麻生市民交流館やまゆり(659) H19～	上麻生1-11-5(平日昼92%、夜54%、土日祝73%)	認定NPO法人あさお市民活動サポートセンター	

4 これまでの成果と課題

- 成果**
 - ・各区で様々な活動をする市民活動団体等の支援と交流を行う区の活動拠点として一定程度機能している。
- 課題**
 - ・区により運営主体、利用時間、設備等が異なるため、場の機能に差異が生じている。
 - ・市民活動支援指針で補助機能として示されていた人材育成やネットワーク形成等の中間支援機能は担っていない。
 - ・運営団体の高齢化が進み、担い手不足が課題となっている区が多い。
 - ・「活動場所の提供」は市民のニーズ(2017年度市民アンケート)であるが、市民活動団体等の活動場所の一つである会議室の稼働率が低い傾向にある。要因の一つとして利用団体が行う受付業務等の負担感による敬遠が考えられる。

市民提案型事業等

1 目的

地域課題の発見と解決を図り、より住みよいまちづくりを推進するために、地域活動団体や市民活動団体等が主体的に実施する公益性の高い活動提案を募集し、選定されたものを区の事業として位置づけ、区役所と協働で実施

2 これまでの経緯

- ・2001(平成13)年 宮前区(まちづくり協議会主体)において実施
- ・2003(平成15)年11月 市民活動推進委員会の提言「市民活動の活動資金の確保に向けて」
⇒市民活動団体に委託事業を提案してもらう仕組みを導入することがきわめて重要
- ・2005(平成17)年4月「川崎市自治基本条例」施行
⇒第32条 協働推進の施策整備等
- ・2006(平成18)年～ 宮前区以外の区で順次実施
- ・2007(平成19)年1月 川崎市協働のルール検討委員会「川崎市協働型事業のルール策定に関する報告書」
⇒市民企画提案を実現していくためには、審査を通過した案件について事業化される見通しが必要
- ・2008(平成20)年2月「川崎市協働型事業のルール」策定
⇒提案制度を利用した協働型事業の流れが示される

3 各区の現状

- ・各区で事業名称、予算は異なるが毎年度実施
- ・区が主体で学識者等を含めた審査委員会で審査(宮前区及び麻生区②は審査主体となる団体で募集、審査)

区 開始年度	事業名称	本年度事業予算 (1事業・団体)	選定件数 (応募件数、横ばい)	審査主体	その他
川崎区 H21～	いきいきかわさき区提案事業	2,947千円 (1,000千円)	5事業 (7事業、横ばい)	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事業の支援期間 同一事業の支援はほとんどの区で3年間が限度となる(宮前区はコースの組合せで最長7年、麻生区①は概ね3年度で5年度は超えることができない) ・審査主体及び要綱等 宮前区と麻生区②は審査主体が区でないため独自の審査基準等有。他の区は条例設置の附属機関が審査主体となり事業の要綱等が整備されている。 ・実施結果の評価 各区、事業報告等を出しているが、内容の公表や報告会実施の有無は区により異なっている
幸区 H21～	幸区提案型協働推進事業	2,391千円 (750千円)	4事業 (6事業、横ばい)	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会	
中原区 H20～	中原区市民提案型事業	2,623千円 (500千円)	4事業 (4事業、横ばい)	中原区市民提案型協働事業審査委員会	
高津区 H19～	高津区市民提案型協働事業	3,279千円 (1,000千円)	3事業 (3事業、横ばい)	高津区市民提案型協働事業審査委員会	
宮前区 H13～	宮前区資金支援事業補助金	2,333千円 (50～150千円)	21団体 (21団体、横ばい)	宮前区まちづくり協議会	
多摩区 H18～	川崎市多摩区市民提案型協働事業(磨けば光る多摩事業)	2,211千円 (700千円)	3事業 (6事業、横ばい)	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	
麻生区 ①H24～ ②H21～	①麻生区市民提案型協働事業 ②麻生区地域コミュニティ活動支援事業補助金	①2,106千円 (500千円、初年度のみ700千円) ②785千円 (100千円)	①2事業 (2事業、減少傾向) ②5事業 (5事業、横ばい)	①川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会 ②審査員6名(特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター役員3名、有識者2名、行政1名)	

4 これまでの成果と課題

- 成果**
 - ・市民活動団体のノウハウや発想を活かした事業を選定、実施し、行政の発想にない先駆的な課題に取り組めた。
 - ・画一的、硬直的になりがちな従来の公共的サービスに比べ、多様化するニーズに柔軟に対応することができた。
- 課題**
 - ・応募件数は年度により増減はあるものの横ばいの区が多く、応募が選定件数内に収まる区も多い。
 - ・区により事業評価の公表や報告会実施の有無等が異なり、全区で事業の公開性・透明性の確保が必要。
 - ・事業等が資金面で自立できず、選定年度終了で事業終了となるものもある(助成金、補助金へ移行する事業もある)。
 - ・市民活動センターの助成金、コミュニティファンド等、助成金や補助金との役割分担ができていない。

今後の方向性

- ◎「新たなしくみ」へのパラダイムシフトによる市民創発の新たなしくみづくりとその土壌を生み出すコミュニティの創出に向けて行政の関わり方、支援のあり方を検討
- ◎ソーシャルイノベーションを創出する場としてのプラットフォームの形成に向けて、プラットフォームとの機能分担またはプラットフォームの一部機能としての再構築の検討

○区民活動支援コーナー

- ・これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、コーナーの活性化に向けた検討
- ・「新たなしくみ」の考え方に沿って、現在の中間支援組織との関係性も留意しつつ、場の提供にとどまらない新たな機能の追加も含めた今後のあり方を整理・検討
- ・区のプラットフォーム形成、立ち上げに向けた検討と併せて機能分担も含めた関係性を検討

○市民提案型事業

- ・これまでの役割や成果と課題等を踏まえ、助成金や補助金との関係を整理
- ・「新たなしくみ」の考え方に沿った市民創発を促し、選定年度終了後に自立できるような今後の事業内容を検討
- ・区のプラットフォーム形成、立ち上げに向けた検討と併せて本事業の機能移譲も含めた関係性を検討

「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」(素案)の骨子案

構成案	要素	主な記載内容	
素案の作成にあたって		<ul style="list-style-type: none"> 川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の経緯 2017年度の経緯 2018年度の経緯 今後のスケジュール 	
第1章 「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」策定の背景と目的	1. 策定の背景	<p>(1) 社会トレンドと地域課題(第2回有識者会議資料3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 超高齢化と人口減少社会の到来 コミュニティデザインの行方 揺らぐ公共概念、新たな公共空間の創造 低成長時代における「豊かさ」とは 「サステイナブル・シティ」と政策統合 	<ul style="list-style-type: none"> 「社会トレンドと地域課題」を5つの点から整理。 「超高齢化と人口減少社会の到来」では、超高齢化、人口減少社会を踏まえ、それに相応しい産業構造の構築や従来型のまちづくり手法の転換、保健福祉医療施策の再構築等の地域包括ケアシステム推進の必要性を示す。 「コミュニティデザインの行方」では、地域コミュニティの希薄化の進行による地域力の低下が課題となる中で、これからのコミュニティのあり方が問われていることを示す。 「揺らぐ公共概念、新たな公共空間の創造」では、地域において多面的な価値観を共有し、新たなコミュニティガバナンスを創造していくことが求められていることを示す。 「低成長時代における「豊かさ」とは」では、低成長時代に相応しい、成長と成熟のバランスの取れた新たな経済のあり方の追求、グローバル化が進む中において、地域固有の資源を再発見し、自立的な地域経済の可能性と地域社会のあり方に着目することを示す。 「サステイナブル・シティ」と政策統合」では、環境政策と経済政策、そして社会政策を統合的アプローチによる政策統合を進め、コミュニティと都市総体の持続可能性を高めていくことが求められていることを示す。
		(2) これまでの検討経緯(第1回有識者会議資料1)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの検討経緯を以下の流れで整理。 ▼「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」報告書(平成29年3月) →「提言1 参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ」「提言2 まちづくり推進組織と中間支援機能」「提言3 その他関連する制度等との関係」の3つの提言を明示 ▼「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針(平成29年8月) →地域レベル、区域レベル、市域レベル、個別事項の想定される検討項目を明示 ▼「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」に関する検討の取組状況(平成30年4月) →「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針を策定後、平成29年度における様々な取組の概要を明示 ▼「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」(素案)の作成 →有識者会議の開催や各区で市民検討会議ワークショップの実施などによる検討を明示
	2. 「考え方」の目的・目標年次・位置付け	<p>(1) 目的(第1回有識者会議資料1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3章にある「これからのコミュニティのあり方とコミュニティ施策の目指すもの」の実現に向けて、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する新たなしくみを構築 <p>(2) 目標年次</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね10年後の2028年を想定 <p>(3) 位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政におけるコミュニティ施策推進の羅針盤となる基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> 「1. 策定の背景」を踏まえ、第3章にある「これからのコミュニティのあり方とコミュニティ施策の目指すもの」の実現に向けて、「多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する新たなしくみ」を構築することを目的に掲げる。合わせて市民創発の定義・イメージも記載。 目標年次を概ね10年後の2028年とする。 「考え方」を「市政におけるコミュニティ施策推進の羅針盤となる基本的な考え方」と位置づける。

構成案		要素	主な記載内容
第2章 川崎市におけるコミュニティの現状と課題	1. コミュニティの現状と課題	<p>(1) コミュニティの現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会を取り巻く環境変化 ・互助の必要性の高まり ・身近な交流や活動の場の不足 ・市内中間支援機能の強化の必要性 ・行政の対応の遅れと地域における新たなソーシャル・ムーブメント <p>(以上、第2回有識者会議資料2)</p>	<p>・「コミュニティの現状と課題」を5点から整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼町内会・自治会を取り巻く環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会、マンションコミュニティの2点から整理。 →町内会・自治会、マンションコミュニティについて、「環境の変化」と「現状と課題」を整理 ▼互助の必要性の高まり <ul style="list-style-type: none"> →高齢者の増加、単身世帯化、認知症患者の増加などにより、可能な限り地域での介護・生活支援の必要性増大、地域の互助の土壌作りが喫緊の課題 ▼身近な交流や活動の場の不足 <ul style="list-style-type: none"> →住民同士の関係の希薄化しているものの、社会活動・地域活動への関心は一定数ある →かわさき市民アンケートによると、行政が支援すべき内容として、「活動場所の提供」がもっとも多く、地域の範囲として、「小学校区より狭い範囲」という回答が多いことから、学校、こども文化センター、いこいの家などの公共施設の地域開放やコミュニティカフェ等の民間施設の活用が求められる ▼市内中間支援機能の強化の必要性 <ul style="list-style-type: none"> →川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターの強化の必要性 →区域レベルの中間支援機能が脆弱。既存の取組の見直しが必要。 ▼行政の対応の遅れと地域における新たなソーシャル・ムーブメント <ul style="list-style-type: none"> →これからの時代にふさわしい、基本的考え方に基づく市民創発の新たなしくみが求められる →緩やかなつながりに基づく市民主導の社会的な活動が活性化
	2. コミュニティ施策の現状と課題	<p>(1) コミュニティ施策の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのコミュニティ施策の主な経過（第2回有識者会議資料2） <p>(2) コミュニティ施策の主な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の検討 ・脆弱な(狭義の)中間支援機能の拡充 ・町内会・自治会の活性化等 <p>(第2回有識者会議資料3)</p>	<p>・「コミュニティ施策の現状と課題」を4つの点から整理。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これまでのコミュニティ施策の主な経過」では、市民自治に限らず様々な分野でのコミュニティ施策を振り返り、総合行政の観点から今後のコミュニティ施策のあり方を検討していくことを示す。 ・「川崎の地域固有の資源の発掘と再評価、活用策の検討」では、公共施設を含む、様々な地域固有の資源を発掘し、その再評価と地域診断の作業を進めるとともに、資源の社会的関係を捉え、より戦略的・効果的な活用のあり方について検討を行うことを示す。 ・「脆弱な(狭義の)中間支援機能の拡充」では、従来型の市民活動支援施策を見直し、全市・区域レベルでの支援機能の拡充、地域資源を活かした「市民創発」を展望した新たなプラットフォームの形成の検討を行うことを示す。 ・「町内会・自治会の活性化等」では、町内会・自治会との関係を改めて見直しつつ、個別状況に応じた負担軽減策や持続可能な運営体制の確保等に向けた検討を行うこと。また、管理組合とマンションコミュニティ施策の今後の方向性について示す。
		<p>(2) 既存施策の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民会議 ・まちづくり推進組織 ・区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等 	<p>・左記に記載している既存施策について、これまでの取組の振り返りを記載する。</p>
第3章 これからのコミュニティのあり方とコミュニティ施策の目指すもの		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を前提とした、「寛容と互助」による都市型コミュニティの形成 ・多様な主体の連携による地域コミュニティ形成の支援 ・高齢社会を支える地域コミュニティとその後を見据えた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治と多面的な価値観を前提とし、市民創発を通して、多様なつながりや居場所を創出しつつ、社会的包摂の進んだ都市型コミュニティの形成を進める。 ・地域の資源や特性を活かし、多様な主体の連携によって地域コミュニティを形成できるよう支援する。 ・誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域コミュニティづくりを支援する。 ・各区で開催している市民検討会議ワークショップの意見を反映させる。(以下の章でも同様)

構成案		要素	主な記載内容
第4章 地域・区・市レベルの市民創発による新たなしくみ・取組、今後の方向性	1. 地域レベルの市民創発による新たなしくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・三層制による検討 <p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区のような身近な地域の中で、既存公共施設の活用を含めた新たな居場所の創出や多様なつながりを創出するしくみを構築する <p>(2) 地域レベルの新たなしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域レベルの場として求められるニーズ ②既存公共施設、地域資源の空間活用 ③地域の居場所「(仮称)まちのひろば」のデザイン ④「(仮称)まちのひろば」への行政としての関わり方 <p>(以上、第2回有識者会議資料4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三層制による効果的なアプローチについて記載 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムにおける自助・互助の促進や、身近な地域での課題解決の取組を促進するしくみが求められていることから、地域への関心を高め、交流のきっかけづくりなどについて検討。 ・「まちのひろば」は、空間としての固定的な場所を確保することは必要な条件ではなく、その機能や課題解決につながる活動自体を重視し、イメージとして類型化する(①課題解決型、②交響・交感型、③交流・活動重視型、④空間重視型など)。 ・行政の関わり方として、「まちのひろば」の自主性や自律性を尊重しつつ、その支援のあり方、区域レベルのプラットフォームとの関係性などについて検討、調整を進める。 <p>【行政施策の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち上げ支援 ・看板の作成、配布 ・登録制度 ・連絡会による「まちのひろば」同士のネットワーク構築 ・広報支援(マップの作成、HPの活用など) など
	2. 区域レベルの市民創発による新たなしくみ	<p>(1) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な新しい活動や社会的価値を生み出す基盤を創出する場(プラットフォーム)を形成し、区全体に関わる課題の解決や、地域レベルの取組を支えるしくみを構築する <p>(2) 設置方針</p> <p>(3) プラットフォームのイメージ(以上、第2回有識者会議資料5-1)</p> <p>(4) 「新たなしくみ」における区レベルのガバナンス検討</p> <p>(5) 地域レベル・区域レベルの「新たなしくみ」とその関係性について(イメージ)</p> <p>(第2回有識者会議参考資料2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が担う部分と多様な市民が主体としてそれぞれの強みを活かしてつくりあげていくことが必要。 ・プラットフォームは、市民が主体となって、人や組織のつながりを形成し、地域での多様な新しい活動や価値を生み出す。 ・プラットフォームは市民主体で運営することが基本。スタート時の行政支援は考えられるが、将来的にはビジネスモデルの導入など自主財源による運営を見据える。 ・区レベルにおいて、ステークホルダーの意見を区政運営に反映していくため、(仮称)区の経営会議(まちづくり区民会議)の設置を検討する。 ・地域レベルの「まちのひろば」の活動に対して、区域レベルの「プラットフォーム」は場づくり、課題解決、マッチング、広報などの支援を行う。 <p>【プラットフォームに想定される主な機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人や団体、企業、資源、活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能 ・新たな参加、交流のきっかけづくり ・支援のニーズ(活動支援、資金助成、相談、情報収集)とメニューの効果的なマッチング ・人材育成(社会的企業家含む) ・地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信 ・各区の特性に応じて必要とされる機能 等
	3. 既存施策の方向性	<p>(1) 区民会議のあり方について</p> <p>(2) まちづくり推進組織のあり方について</p> <p>(3) 区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議について、これまで担ってきた「参加と協働による地域の課題解決」などの機能は、より身近な小さな単位での活動や、より多くの人々の参加など、市民創発による「新たなしくみ」に引き継ぎ、より充実したものとする。 ・まちづくり推進組織について、これまで果たしてきた中間支援機能に比べ、より広義な中間支援機能を担う場として、プラットフォームの形成に向けた取組の中で整理する。 ・区民活動支援コーナー等及び市民提案型事業等について、プラットフォームとの機能分担、またはプラットフォームの一部機能として再構築する。

構成案	要素（下線部一部加筆）	主な記載内容									
第4章 地域・区・市レベルの市民創発による新たなしくみ・取組、今後の方向性	4. 市民創発による町内会・自治会、マンションコミュニティに関する新たな取組の方向性	(1) 市民創発に向けた町内会・自治会に関する新たな取組 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会が担ってきた役割 ・10年後の町内会・自治会の姿（イメージ） ・町内会・自治会に関する取組の基本的な考え方 ・町内会・自治会支援の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会への理解の促進 ・負担軽減 ・市民創発に向けた取組の推進 ・個別支援の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「町内会・自治会が担ってきた役割」（住民自治組織としての役割、行政サービスの担い手としての役割（行政依頼に基づく活動）を明確にし、再整理するとともに、行政が求める「10年後の町内会・自治会の姿（イメージ）」を描く。 ・更なる社会経済環境の変化に対応しつつ、町内会・自治会が、地域における親睦や信頼を深め、多様な主体との連携により、様々な分野における地域課題の解決に取り組み、暮らしやすい豊かな地域社会を実現する主体の一つとして、10年後も自立的かつ活発に活動していることを目指して、そのために必要な支援について、町内会・自治会の意見や「町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」等を踏まえて検討する。 ・町内会・自治会支援の方向性を4つの点から整理。 <table border="1" data-bbox="1644 512 2789 669"> <tr> <td>町内会・自治会への理解の促進</td> <td>・参加促進の支援に向けた取組の推進 など</td> </tr> <tr> <td>負担軽減</td> <td>・依頼基準の明確化 など</td> </tr> <tr> <td>市民創発に向けた取組の推進</td> <td>・相互理解の促進 など</td> </tr> <tr> <td>個別支援の強化</td> <td>・個別の実情を踏まえた支援の実施に向けた検討 など</td> </tr> </table> 	町内会・自治会への理解の促進	・参加促進の支援に向けた取組の推進 など	負担軽減	・依頼基準の明確化 など	市民創発に向けた取組の推進	・相互理解の促進 など	個別支援の強化	・個別の実情を踏まえた支援の実施に向けた検討 など
	町内会・自治会への理解の促進	・参加促進の支援に向けた取組の推進 など									
負担軽減	・依頼基準の明確化 など										
市民創発に向けた取組の推進	・相互理解の促進 など										
個別支援の強化	・個別の実情を踏まえた支援の実施に向けた検討 など										
5. 市域レベルの市民創発による今後の方向性	(2) 市民創発に向けたマンションコミュニティに関する新たな取組の検討に係る方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの適正管理に向けた考え方の整理 ・マンションにおけるコミュニティ活動の考え方の整理 ・エリアマネジメント等のまちづくり活動に関する考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討に係る方向性を3つの点から整理。 <table border="1" data-bbox="1644 737 2789 968"> <tr> <td>マンションの適正管理に向けた考え方の整理</td> <td>・マンション間のネットワークを構築し、意識の醸成や課題の共有を図ることと適正管理に結びつける支援手法等を検討 など</td> </tr> <tr> <td>マンションにおけるコミュニティ活動の考え方の整理</td> <td>・管理組合が行うコミュニティ活動と行政の関係性を整理し、適切な支援のあり方等について検討 ・マンションの規模や建物形態等の違いを踏まえた支援のあり方の検討 など</td> </tr> <tr> <td>エリアマネジメント等のまちづくり活動に関する考え方の整理</td> <td>・適切な支援について検討 など</td> </tr> </table> 	マンションの適正管理に向けた考え方の整理	・マンション間のネットワークを構築し、意識の醸成や課題の共有を図ることと適正管理に結びつける支援手法等を検討 など	マンションにおけるコミュニティ活動の考え方の整理	・管理組合が行うコミュニティ活動と行政の関係性を整理し、適切な支援のあり方等について検討 ・マンションの規模や建物形態等の違いを踏まえた支援のあり方の検討 など	エリアマネジメント等のまちづくり活動に関する考え方の整理	・適切な支援について検討 など			
マンションの適正管理に向けた考え方の整理	・マンション間のネットワークを構築し、意識の醸成や課題の共有を図ることと適正管理に結びつける支援手法等を検討 など										
マンションにおけるコミュニティ活動の考え方の整理	・管理組合が行うコミュニティ活動と行政の関係性を整理し、適切な支援のあり方等について検討 ・マンションの規模や建物形態等の違いを踏まえた支援のあり方の検討 など										
エリアマネジメント等のまちづくり活動に関する考え方の整理	・適切な支援について検討 など										
第5章 市民創発を推進する行政のあり方	1. 行政スタイルや組織のあり方	(1) 既存の分野別計画等の整理・検討と政策統合への模索 (2) 「質的改革」と新たな行政スタイルの構築に向けて (3) 徹底したプロセス重視と実験的参加手法の導入 (以上、第2回有識者会議資料3)	<ul style="list-style-type: none"> ・各出資法人等が持つ情報や支援メニュー等の共有を図り、連携を強化することで、より効率的・効果的な支援に取り組む。 ・川崎市市民自治財団においては、今後の地域コミュニティを支援するために、機能や支援体制を見直す。 ・かわさき市民活動センターにおいては、区域レベルのプラットフォームとの連携や役割分担を明確にし、これまでの蓄積を活かしつつ、新たなコミュニティ施策にフィットした機能・体制を構築する。 								
	2. 職員の意識改革や人材育成	(1) 職員参加と意識改革の推進 (2) 政策デザイン能力の向上 (以上、第2回有識者会議資料3)	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する各局区所管の施策等の整理・検討・分析を行い、事務事業間の連携強化や政策統合に向けた可能性を探る。 ・組織の最適化や民間部門の活用、ICTの更なる活用を進め、行政が担うべきこれからの役割に相応しい新たな自治体像の構築を目指す。 ・従来行ってきた参加手法に加え、市民の参加と熟議を可能とする様々なプロセスの導入を試みる。 								
第6章 残された課題											